

君津市条例第1号

君津市いじめ防止対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、市、学校、学校の教職員及び保護者の責務並びに市民の役割を明らかにし、積極的かつ効果的ないじめの防止等を図るための事項を定めることにより、児童等が安心して生活し、及び学び、並びに健やかに成長することができる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 君津市立小学校設置条例（昭和45年君津市条例第34号）第2条に規定する小学校及び君津市立中学校設置条例（昭和45年君津市条例第35号）第2条に規定する中学校をいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (6) 関係機関等 警察署、児童相談所その他のいじめの防止等に關係する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学校生活を送り、及び学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われない環境を整備し、児童等の気持ちに寄り添い、及び当該環境を維持することを旨として取り組まなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめは絶対に許されない行為であると正しく認識し、いじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として取り組まなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識しつつ、市、学校、学校の教職員、保護者、市民及び関係機関等が連携し、総がかりでいじめの問題を克服することを目指して取り組まなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないよう、学校又は保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国及び関係機関等と協力しながら、市の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民及び関係機関等との連携を図りつつ、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる環境を整備する等学校全体でいじめの防止等に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処する責務を有する。

2 学校及び学校の教職員は、いじめへの対応に当たり、学校の教職員等の間における情

報の共有及び協力体制の構築を適切に行う責務を有する。

- 3 学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識し、児童等に適切な指導を行うものとする。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

- 3 保護者は、国、千葉県、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、地域において児童等に対する見守りを行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民は、いじめを発見したとき又はいじめの疑いがあると認められるときは、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(君津市いじめ防止基本方針)

第9条 市は、法第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針を参照し、本市の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、君津市いじめ防止基本方針（以下この条において「市いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、必要があると認めるときは、市いじめ防止基本方針を変更するものとする。

- 3 市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) いじめの防止等のために学校が実施すべき施策に関する事項
- (4) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 4 市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第10条 学校は、法第13条の規定により、当該学校における学校いじめ防止基本方針を定めるとともに、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

2 学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(君津市いじめ問題対策連絡協議会)

第11条 市は、法第14条第1項の規定により、関係機関等の連携を図るため、君津市いじめ問題対策連絡協議会を置く。

2 君津市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、君津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

(いじめの予防)

第12条 市及び学校は、全ての教育活動を通じて、児童等が互いに信頼関係を築くことができる取組その他のいじめの予防のための措置を講じ、その健全な育成に努めるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第13条 市及び学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 市及び学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するとともに、いじめに関する情報の収集を行うことができる体制の充実を図るものとする。

4 市及び学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、市民等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第14条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 学校の教職員の資質の向上を図るための研修の充実
- (2) 生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置
- (3) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーその他の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じるものとの確保
- (4) いじめへの対処に関し助言を行うため、学校の求めに応じて派遣される者の確保
(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第15条 市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のために、
関係機関等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、いじめの防止及び早期発見のための方策その他のいじめの防止等のために
に必要な事項及びいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検
証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第17条 市は、いじめが児童等の心身の健全な育成に与える影響、いじめの防止の重要
性、いじめに関する相談又は救済の制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行
うものとする。

(学校が行う重大事態への対処)

第18条 学校は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）
が発生したときは、教育委員会を通じてその旨を市長に報告しなければならない。

2 重大事態が発生した学校は、法第22条の規定により学校に置かれる組織に、法第
28条第1項の規定による調査を行わせるものとする。この場合において、当該重大事
態の関係者と利害関係を有する者は、調査に加わることができない。

3 重大事態が発生した学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る
いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等そ
の他の必要な情報を適切に提供するものとする。

4 教育委員会は、第2項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必
要な指導及び支援を行うものとする。

5 重大事態が発生した学校は、第2項の規定による調査の結果を教育委員会を通じて市
長に報告しなければならない。

(市長の調査)

第19条 市長は、前条第5項の規定による報告を受けた場合には、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとときは、同条第2項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、前条第2項の規定による調査と並行して調査を行うことができる。

3 市長は、前2項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 市長及び教育委員会は、第1項又は第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(君津市いじめ調査委員会)

第20条 前条第1項又は第2項の規定による調査その他市長が必要と認める事項についての調査を行うため、君津市いじめ調査委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に規定する調査を行うほか、重大事態の発生の防止のために必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他委員会における調査及び審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 当該重大事態の関係者と利害関係を有する委員は、調査に加わることができない。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 委員会は、第1項の規定による調査のため必要があると認めるときは、当該重大事態の関係者その他必要と認める者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護制度審議会委員の項の次に次のように加える。

いじめ調査委員会委員長	/＼ 8,600	/＼
いじめ調査委員会委員	/＼ 7,700	/＼